

## 第9章 文化財の保存・活用の推進体制

### 1 推進体制の方針

小田原市では、所有者、行政に加えて、市民等や専門家が、それぞれが主体的に取り組み、また、連携、協働することで、文化財の保存・活用の取組を推進します。各主体の役割を以下に示します。

#### (1) 行政

- ・文化財保護法などの関連法令を適切に執行し、本計画を運用することで、文化財の保存・活用を推進します。
- ・文化財の保存・活用のための連携・協働の体制と仕組みづくりを進め、政策としての制度設計及び必要な財源措置を講じます。
- ・小田原市の中で中心的な役割を担うのは、文化部文化財課です。専門職員による体制を充実させるとともに、庁内の関係課との連携を深め、関連する情報の共有を積極的に行うことで、全庁的な推進体制を構築します。
- ・小田原市に加えて、国（文化庁）、神奈川県、市内の関連施設、隣接する自治体などとも本計画で示す文化財の保存・活用の方針を共有し、必要な協力を得るなど、行政間における連携の強化を図ります。

#### (2) 市民等

- ・市民一人ひとりが文化財の保存・活用の担い手となり、身近な文化財への理解を深め、保存・活用の取り組みに積極的に参加します。
- ・民間企業は、地域の一員として、地域の文化財への理解を深め、企業活動に活かします。
- ・市民団体、関係団体は、観光、コミュニティ、福祉などの多様な視点から、文化財の保存・活用の取組を進めていきます。
- ・地域における保存・活用の牽引役として、取組に対して多様な主体の参加を促し、文化財の価値や魅力を磨き、発信します。

#### (3) 所有者

- ・所有者は、文化財を適切に保存するとともに、可能な範囲で情報発信や公開等の活用を行い、文化財の有する価値を市民等と共有します。
- ・保存・活用にあたっては、地域住民やボランティアなど積極的な参加を進めるなど、また、文化財を継承するための人材育成や仕組みづくりに努めます。
- ・保存・活用に関する現状や直面している課題等について、行政等に対して情報提供を行い、共有します。

#### (4) 専門家

- ・文化財に関する調査研究を行い、専門的知見より、文化財の掘り起こしや価値付け等を行

います。

- ・調査研究は行政や地域と協働し、調査成果は積極的に情報発信することで、市民等と価値を共有することで、保存・活用の意識醸成や取組支援、人材育成につなげます。
- ・小田原市に関わる各分野の専門家は、行政等が行う保存・活用の取組に対して指導・助言を行います。

## (5) 文化財保存活用支援団体制度の活用

文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）とは、地域の文化財の保存会やNPO法人等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けたものです。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待されます。

現時点では支援団体の指定は行っていませんが、文化財の保存・活用に係る取組の状況に応じて、今後指定を検討します。

## 2 小田原市の体制

### (1) 保存・活用の推進体制

市内には、文化財の調査・研究、保存、活用に携わる（関りを持つ）多くの団体があります。次の図にはほんの一例を記していますが、郷土史家の方々を主に歴史の考察を深め啓発する活動が続けられ、多くの市民がその成果を目にしています。

また、文化財所有者以外にも地域の人々や有志が中心となって清掃活動等を行い、守られている文化財があります。それ以外にも、近年特に、文化財という地域の資源に光をあて、観光活用に繋げている事例が数多く存在します。

こうした地域のプレイヤーが有機的に繋がり、場合によっては連絡組織を設け、行政も加わり取り組んでいることが小田原の強みです。



行政
小田原市
○文化部文化財課
・業務内容：文化財の保存・管理・公開・活用／埋蔵文化財の調整・調査・公開・管理・活用 ／史跡小田原城跡（本丸・二の丸、八幡山古郭・総構）、史跡石垣山、史跡江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）等の整備
・職員：16名（うち学芸員7名）
○文化部文化政策課
・業務内容：文化・芸術に関する施策の推進／歴史的建造物の利活用
○文化部生涯学習課
・業務内容：生涯学習の推進／キャンパスおだわら／おだわら市民学校／郷土文化、二宮尊徳に関する資料の保存・管理・公開／生涯学習センター、郷土文化館、松永記念館、尊徳記念館の管理運営
○文化部図書館
・業務内容：地域資料の公開・整理保存／中央図書館、小田原駅東口図書館、小田原文学館（西海子公園含む）の管理運営／文化・生涯学習施設用地（旧保健福祉事務所跡地）の管理
○経済部観光課
・業務内容：観光の振興／小田原市観光協会との連絡調整／まちなかの回遊促進／海水浴場、観光交流センターの管理運営
○経済部小田原城総合管理事務所
・業務内容：城址公園（小田原城天守閣・常盤木門・歴史見聞館・遊園地）、小田原城総構、石垣山一夜城の管理運営
○都市部都市政策課
・業務内容：都市政策／都市空間デザイン／歴史的風致維持向上計画
○その他関連課
小田原市の関係機関・施設
○市立小・中学校
○小田原市消防本部
県、市外の関係機関・施設
○独立行政法人国立文化財機構
○神奈川県教育局生涯学習部文化遺産課
○神奈川県埋蔵文化財センター
○神奈川県立生命の星・地球博物館
○県立学校
○周辺自治体
市民等
市民団体等
○市指定施設の指定管理者
○市内に立地する民間企業
調査・研究団体
○小田原史談会
○小田原の石造物を調べる会

○一昔前的小田原の風景写真を整理する会 ○みんなでお城をつくる会 ○小田原北条の会 等
<b>活用団体・関係団体</b>
○一般社団法人 小田原市観光協会 ○NPO 法人 小田原ガイド協会 ○小田原箱根商工会議所 ○小田原かまぼこ通り活性化協議会 ○小田原まちづくり応援団 ○まち歩き実行委員会 ○交通事業者 ○小田原市自治会総連合 ○UDCOD (アーバンデザインセンター小田原) 等
<b>保存団体</b>
○小田原民俗芸能保存協会 ○曾我兄弟遺跡保存会 ○小田原早川上水をつなぐ会 ○おだわら名工舎 ○北條遺跡顕彰会 ○小田原の城と緑を考える会 ○小田原城郭研究会 ○大外郭の会 ○西さがみ文化フォーラム ○自治会 等
<b>所有者</b>
○寺院、神社 ○個人所有者 等
<b>専門家</b>
○小田原市文化財保護委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的：文化財の保存及び活用につき、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。</li> <li>・委員 10 名</li> </ul>

## (2) 進捗管理

本計画の進捗管理については、小田原市文化財保護委員会において行います。

関係する各種計画や事業等との整合性を図るとともに、社会情勢・住民ニーズの変化に対応して、適宜計画の見直しを行います。

計画期間中の計画変更について、計画期間の変更、市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更に該当する場合は、文化庁長官により変更の認定を受けます。上記以外の軽微な変更を行う場合には、変更の内容について、神奈川県及び文化庁へ情報提供を行います。

## 第9章 文化財の保存・活用の推進体制

進捗の管理に使用する指標及び目標値は、第6章「文化財の保存と活用の基本方針」にある5つの方向性ごとに定めた方針のうち、特に重要であると考えるものを抜き出して次のとおり設定しました。

指標及び目標値

方 向 性	方針	指標	参考値 (R6)	目標値 (年間)
1	把握調査および詳細調査の実施	地域文化財等の現状把握のため、職員や市民等が行う未指定文化財の調査件数	6件	5件
	文化財の保護と調査結果の整理	国指定史跡に指定された土地を取得し、新規に公有化した面積	257 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>
2	多様な情報発信の促進	おだわらデジタルミュージアムに新規で公開する文化財情報の件数	—	3件
3	文化財の管理・保存の推進	文化財所有者等が行う修繕等に対する支援（補助金）件数	6件	5件
4	文化財の一般公開の支援	文化財公開事業として実施する、埋蔵文化財公開事業や文化財建造物公開事業への参加者数	7,723人	8,000人
5	民俗芸能等の後継者育成の支援	民俗芸能保護団体や小田原市民俗芸能保存協会が行う後継者育成事業への支援件数	2件	2件